

# 審 査 基 準

令和5年4月1日作成

法 令 名：道路交通法施行規則
根 拠 条 項：第1条の5第2項
処 分 の 概 要：身体障害者用の車の確認
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：
審 査 基 準： 確認の申請を受理した警察署長は、申請にかかる大きさの身体障害者用の車（車体の大きさの基準に適合しない身体障害者用の車）を用いることがやむを得ないと認められるときは、確認を行うものとする。 その具体例は、 <ul style="list-style-type: none"><li>○ 身体の障害により下肢が曲がらないため、それを支える器具を身体障害者用の車に取り付ける必要が生じ、結果として長さの基準を超えてしまった場合</li><li>○ 頸椎に障害があり、頭部を支えるための枕を身体障害者用の車に取り付ける必要が生じ、結果として高さの基準を超えてしまった場合</li><li>○ 一方の下肢は身体の障害により動かすことはできないが、他方の下肢は動かすことができる。その下肢を退化させないために、長さの基準を超える足漕ぎ式人力併用型の身体障害者用の車を使用する場合</li><li>○ 身体の状態により利用者が身体障害者用の車を用いることがやむを得ない旨を証明する医師等の作成した書面がある場合</li></ul> などである。
標 準 処 理 期 間： 5日以内
申 請 先：警察署交通課（係）
問 い 合 わ せ 先：警察署交通課（係）
備 考：